

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和 7 年 3 月 7 日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和7年3月7日（金）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
・休憩	午前	9時01分
・再開	午前	9時44分
・休憩	午前	9時47分
・再開	午前	9時48分
・休憩	午前	9時51分
・再開	午前	9時52分
・休憩	午前	9時55分
・再開	午前	9時57分
・休憩	午前	9時59分
・再開	午前	9時59分
・休憩	午前	10時57分
・再開	午前	10時57分
・休憩	午前	11時01分
・再開	午前	11時14分
・休憩	午前	11時15分
・再開	午前	11時17分
・休憩	午前	11時20分
・再開	午前	11時21分
・休憩	午前	11時22分
・再開	午前	11時22分
・休憩	午前	11時23分
・再開	午前	11時24分
・休憩	午前	11時31分
・再開	午前	11時31分
・休憩	午前	11時43分
・再開	午前	11時43分
・休憩	午前	11時52分
・再開	午前	11時52分
・休憩	午前	12時01分
・再開	午前	12時01分

◎閉会 午前 12時02分

4. 出席委員名

委員長 武藤倫雄

副委員長 大野興一

委員 川内雅人、木俣美千代、高橋まゆみ、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 沼田美由紀

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 増田喜一、都市建設統括監 中本雅博、企画課長 澤田勝、企画課主幹 猪俣範綱、総務課 高山睦男、危機管理課長 矢部剛、税務課長 久木良子、収税課長 野口則晃、住民課長 細田富美子、いきいき長寿課長 高橋利恵子、子育て支援課長 大塚健司、保健医療課長 木須浩、健康増進課長 白坂清美、環境対策課長 本多史訓、アグリ推進課長 本多裕司、元気まちづくり課長 斉藤雅之、土木課長 細田力、都市計画課長 渡邊研一、DX推進・新庁舎整備室長 瀬口悦史、上下水道課長 今野茂美

開会 午前 9時00分

○武藤倫雄委員長 それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨申出は、今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○武藤倫雄委員長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。これより休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時44分

○武藤倫雄委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、委員外議員からの傍聴の申出がありますので途中入室されますが、ご了承いただければと思います。

それでは、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

お寒い中、建設産業常任委員会を開催する前に現場の町道、県道を見ていただきました。ありがとうございます。私も最近通っていないので分かりませんでしたけれども、あれが県道だったんだと、地元なので分かっているつもりでしたけれども分かりませんでした。

177平米の町道を企業に売ることになるかと思いますので、そうすると町にお金が入るんだな、177平米ということは五十三、四坪になるのかね。五十三、四坪で値段がどのくらいになるか分かりませんが、20万円だとすると1,000万円くらい入るかなという胸算用をしたりしておりますけれども、県道は無料でもらえるということになるようでございますので、管理はこちらでやらなくちゃならないということにはなるんでしょう。その辺のところも、これから舗装するかしらないかというそういう問題も出てくるかもしれませんけれども、企業にとっていい方向にしていかななくちゃならないなと思ったりしているところであります。

今日は、総務建設産業常任委員会、10議案の提案をさせていただいております。全議案ともご承認賜わりますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○武藤倫雄委員長 当委員会に付託された案件は、議案10件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第4号議案 令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）の所管事項について質疑を行います。

7ページの第2表継続費補正、8ページの第3表繰越明許費補正、9ページの第4表地方債補正、12ページから14ページまでの歳入全般について質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 7ページの継続費補正について、変更した点の特徴的な箇所を教えてください。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史D X推進・新庁舎整備室長 継続費の変更の理由でございますが、当初新庁舎建設工事につきまして、主なものとしまして本棟と別棟の工事があるんですけども、最初にお出しさせていただいた継続費につきましては、本棟工事を令和7年度から令和9年度まで、別棟を令和9年度から令和10年度と想定しておりましたが、このたびの受注者による工程の中で、本棟工事を令和7年度から令和9年度、別棟を令和8年度から令和9年度と少し圧縮した形で計画が出てまいりましたので、それに合わせた形で年割額が変更となったものでございます。

以上であります。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、費用そのものは変更ないんでしょうか、全体の。

○武藤倫雄委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史 D X推進・新庁舎整備室長 継続費の全体としましては、当初から1万5,000円減額になっております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 次に、12ページです。町税が1億5,000万円、それから固定資産税が1億500万円と5,900万円増で、交付税も2億円増えています。もともとどっちかが増えればどっちかが減るみたいな性格のものですが、今回両方とも増額になったという背景を教えてください。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○大沢 淳委員 いや、個々にはいいんです。町税も交付税も両方同時に増えていることについて、説明をもらいたい。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 今回のこの普通交付税の関係につきましては、国の補正予算の歳出の追加に伴いまして町が負担しなければいけない給与改定費等が増えたものでございますから、その部分が厚く交付税が算定されたというものと、調整額で復活したものという形で、普通交付税が増えているものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 年間を通じて、一般財源は当初予算比でどのぐらいになりそうでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 普通交付税の部分でよろしいでしょうか。

○大沢 淳委員 一般財源全体です。主に、町税、交付税あたり。

○澤田 勝企画課長 少しお時間いただいてもよろしいでしょうか、すみません。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時52分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

答弁に時間がかかりそうなので、次の質問に移ります。

青木委員。

○青木久男委員 14ページ、今回の補正予算でも20万円ほど寄附をいただいております。12月議会にも、この民生費では100万円の寄附がありました。大変ありがたいことだと思います。差し支えなければ、どのような方なのかということを伺います。使用目的はここに書いてあるんですけども、そこら辺も併せてお願いできればと思います。

○武藤倫雄委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 こちらの寄附の関係でございますが、まず、町内にお住いの方から町内の公立保育施設に通う子供たちに対して使っていただきたいということで20万円の寄附を頂戴いたしました。町内には2つ公立の保育所がございます。南保育所、北保育所それぞれに確認をいたしまして、子供が遊べるおもちゃとか子供が乗る車とか自転車、そのようなものをそれぞれ購入させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 歳入ですけれども、そうすると、そういうのは今年度中に使うということでよろしいですか。

○武藤倫雄委員長 子育て支援課長。

○大塚健司子育て支援課長 歳出にも増額補正を提出させていただいております。今年度中に購入する予定でございます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 もう一点ございます。

15ページのふるさと納税について、この間予算特別委員会のときに、このふるさと納税について伊奈町の返礼品が総務省から一部いかななものかというような、いわゆる疑義というんでしょうか、あったとの発言がありましたけれども、どういう内容なのかお伺いしたいと思います。

○武藤倫雄委員長 青木委員、14ページの寄附金についてでよろしいですね。

○青木久男委員 ごめんなさい、15ページです。ふるさと納税。

○武藤倫雄委員長 15ページは歳出になりますので。

○青木久男委員 ああそうか、ごめんなさい。

それじゃ、それは後でやります。すみません、失礼しました。隣のページだったもので。

○武藤倫雄委員長 先ほどの大沢委員の質問に答えられますか。

○澤田 勝企画課長 もう少しお時間いただいてよろしいでしょうか。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時57分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 おおよそになります。町税については、定額減税の関係で約2億円減額をして、今回約1億6,000万円のプラスなので、当初予算比ですと、約四、五千万円マイナス程度。それと、交付税につきましては、9月と今回の3月の増額分で約当初予算比4億円程度になろうかと思います。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、その4億円から減額になった町税の四、五千万円を減額した分が、年間を通じて当初予算より一般財源が増えたということで理解しますが、定額減税は、別の歳入で手当てはされているのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 町税の減の分は、地方特例交付金でほぼ同額措置をされていますので、一般財源全体といたしますとプラスであろうかということになります。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 その結果、財政調整基金の残高は当初予算の期首と比べてどのぐらいになり

そうでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 11億8,279万円を予定しております。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 以上です。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前 9時59分

○武藤倫雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

15ページから16ページまでの第2款総務費について、ただし、16ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。

質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 すみません、ちょっと早とちりしまして。

先ほど質問した内容についてお伺いしたいんですけども、委員長、さっき発言したからいいかと思うんですけども。

○武藤倫雄委員長 改めて質問していただいてよろしいですか、会議録の関係がございますので、お願いいたします。質問をお願いします。

○青木久男委員 ふるさと納税の返礼品について、先ほどの予算特別委員会では、一部総務省から返礼品についていかなものかというような話があった、私としては疑義があったということに理解しておりますけれども、そういうような発言があったんですけども、ちょっとどういう点なのかということをお伺いします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 先日の予算特別委員会のときでも少し申し上げましたが、例えば人間ドックで出していたものであったりとか、あと車のコーティングで今までふるさと納税の返礼品として扱っていたものがございまして、それにつきましては町特有のものではないのではないかと、どこでもやっているものだという話がございまして、さらに、例えば自動車のコーティングであれば、そこでしかなかなかできない特殊な技術であったりとか、そういったものを付加させていただきまして再度申請をさせていただいているところでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうすると、地元の特殊性というのを出すことができれば、コーティングのほうは分からないけれども認められると。人間ドックはどうなんですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 今委員おっしゃったとおり、特殊性があったりすれば認められるというものと、あと人間ドックにしてもそうです、通常の人間ドックでやっているものプラスアルファでこういったものを特にやりますよとかというものが認められれば、可能になってくるものだと、そう認識しております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。

ちょっとほかの人がいるかもしれませんので、ちょっと一旦保留します。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 ごめんなさい、何ページまででしたっけ。

○武藤倫雄委員長 15ページです。16の戸籍住民基本台帳費は除きますので、15ページになります。

○青木久男委員 私、ありません。

○武藤倫雄委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

19ページの第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 19ページの農地流動化奨励補助金で200万円という補正が組まれております。機構集積協力金ということでございます。この該当する地区やら団体とか、あるいはどのような内容が予定されているのか、お伺いいたします。

○武藤倫雄委員長 アグリ推進課長。

○本多裕司アグリ推進課長 機構集積協力金につきましては、農地中間管理事業の活用によりまして農地中間管理機構に貸し付けた農地の面積に応じて、担い手への集積、集約化を図る地域に交付される協力金でございます。

令和6年度につきましては、新宿と内宿地区の水田を重点的に農地中間管理事業を進め、地域の多くの方々の協力を得ることができましたので、農地中間管理事業の活用面積が協力金の交付要件をクリアしたため、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

使い道等につきましては、地域農業の発展を図る観点から、地域の実情に応じて、受け手や出し手の支援、または地域としての活動費用とするなど地域で決めることができるもので、今後用排水路の修繕、草刈りや用水ざらいに従事した人への日当などに使用することを考えております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 先ほど話があった団体等では、この200万円が今年度の最後という理解ですか。前にも出ていて、追加になるという考えでよろしいですか。

○武藤倫雄委員長 アグリ推進課長。

○本多裕司アグリ推進課長 協力金につきましては、今回要件をクリアして、初めてもらえる協力金になります。協力金につきましては、使い道の年数に制限はございませんので、今年度地域に交付させていただいた後、要件によって修繕とかに使用していくことを考えております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、ありがとうございました。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページから20ページまでの第7款土木費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページの第8款消防費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

22ページ継続費調書、23ページ地方債調書について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第4号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第4号議案 令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第4号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案 令和6年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和6年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 法律の改正に伴う条例の整理だと思うんですけども、言葉だけではなく内容が変わると思うので、懲役、禁錮、それから拘禁刑についてご説明いただけますでしょうか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 現在の懲役、禁錮につきましては、懲役は刑務作業が義務づけられておりまして、禁錮につきましては義務となっております。ただ、本人の改善、更生のため必要な場合は、そういった刑務作業というのが必要であれば行っているようでございますが、今までは形式的に行っていたようです。ただ、これから今後は、禁錮に処せられた方も懲役に処せられた方と同様に各受刑者の特性に応じて収容、拘束に止める、さらに刑務作業を義務づける、あるいは指導、教育を行うというように、その受刑者に応じた処遇に、そういった変化と柔軟性を持たせることができるように変わると認識しております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 はい、ありがとうございます。

そうしますと、今までは懲役何年という言い方をしていたものが、懲役とか禁錮という言葉が使われなくなるということによろしいでしょうか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 はい、ありがとうございました。勉強になりました。

もう一点、今回町に関係のあることで変わると言うんですけれども、伊奈町には現在公益通報に関する、あと、公益通報者保護等に関する条例というのはあるのでしょうか。これとも関係あると思うので、その条例があるかないか、教えてください。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 公益通報につきましては、条例では定めておりません。

以上です。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 はい、分かりました、ありがとうございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第16号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、
原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 伊奈町まちづくり基本条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

川内委員。

○川内雅人委員 2点ほど、お伺いさせていただきます。

こちらの3条の第1項で町民の定義についてです。こちらでは、町外にお住いの方という者も含まれる内容となっています。片や、今までに既に策定されている町民憲章であったり総合振興計画とかには、町民というものも記載があります。これが、いつか2つの定義が並存してしまうようになるのか、それともどちらか、多分町民憲章であったり総合振興計画、そういったものの町民の定義を変えるようになるのか、お伺いいたします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 あくまでもこのまちづくり基本条例の中での定義と考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ものによって、条例によって定義が変わってくる。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 それぞれの中で定義をしていただくことになりますので、各条例の中で決めたものというものは、そちらが優先される形になります。

○武藤倫雄委員長 川内委員。

○川内雅人委員 はい、ありがとうございます。

もう一点お伺いします。

現実問題、町民の定義について異議、違う異なった考え方を持っている議員というのも何人かいるんですけども、こういった、また、町民コメントでも同じような意見が出されていました。今回の議案に関しては、多数決で賛成多数ではなくて、全員一致で可決されるべきものだと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 我々も条例を出す以上は、全会一致でお願いしたいと思っているところでございます。

○武藤倫雄委員長 川内委員。

○川内雅人委員 承知しました、ありがとうございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 木俣委員。

○木俣美千代委員 1点お願いいたします。

私も、第3条の定義についてなんですが、町に対してなんですが、これ読んでも何か分か

りにくいといえますか、例えば私がこれから町民の方に説明するに当たり、もっと簡潔な分かりやすい言葉でお伝えするとすると、どのようになるか教えてください。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 ここで定義しているものにつきましては、広く伊奈町に関係する人、関係する方々を全て含めてという形で考えておるものですから、すみません、訂正させていただきます。町全ての部局を横断しているものと捉えていただければと思います。

○武藤倫雄委員長 木俣委員。

○木俣美千代委員 分かりました。何か町というイメージが私の中ではありまして、そのイメージと少し違って、余り親しみが無いといえますか、そういうことを求めているのではないのかもしれませんが、この文章というか、この羅列されたのに関して、どうやって町民の方にお伝えしたらいいのかなというように思いましたので、質問させていただきました。

以上です。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 私も定義のところでご質問させていただきます。

町民、町内に住所を有する者及び町内において働き、学び、又は活動する個人又は団体というところなんですけれども、活動する個人又は団体というところを、どのようなイメージを持っていらっしゃるでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 これは、幅広く伊奈町に関していろいろと、例えばまちづくりであったりとかいろいろとあるかと思うんですけれども、例えば伊奈町に興味があつて、伊奈町のバラの祭りに来た方であったりとか、そういった方が伊奈町に今後住んでみたいと思うような方も含めて、個人ではそうだと考えております。

また、団体につきましても、伊奈町のまちづくりに関係がある、興味がある、そういった団体であれば、皆さん全てその中に含めているというような形になります。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 こちら側はそう思っている、活動する団体というのを見てしまうと、いろんな団体がいらっしゃると思うんです。それぞれがよかれと思って活動されているということも考えられると思うんですね。中には他自治体で起きているような分断を生むような活動家、また、公共の利益とならない活動をするような人や団体も、普通の先ほど言った町民、

町で暮らす人たちと同じ対等な立場にされるというところですがごく違和感があるんですけれども。そのあたりは、対等ということの認識でよろしいのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 この理念の中では対等という形に、対等というか、悪意を持った方たちも全て入れるのかというと、なかなかそれは判断も難しいところだと思います。ただ、最終的に、いろいろな町の施策であったり予算の執行であったり、そういったものを実行する際には、再度議会の皆さんとも相談させていただきながら進めていくということが原則になりますので、その中でしっかりと見ていきたいと。ここで言っているのは、我々が定義させていただいているのは、広くいろいろな方の意見を聞いた中でよりよいまちづくりを進めていきたいということで、幅広に定義をさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 そう思っている、いろんな今活動されている方がいらっしゃる、それをじゃ果たして止めることができるのか。条例でこううたっている以上、警察が介入できなかったり、条例で活動する団体ってうたっているじゃないかということになりかねないと思うんですね。何かそのあたりで、住民票を移さないで、今あるものと異なる生活モラルとか価値観の基準を持ち込んで、そこでコミュニティを形成するような集団が現れたとき、その人たちを住民の人たちが恐れるというか、そういう未来を想像してしまうんですけれども、執行部ではそのあたり、他自治体で起きているようなことに関しては、どう見ていらっしゃるのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 そういった事例も地域的な課題があるという部分も耳にしたり、インターネット上で確認したりとかはしております。

我々が今回このまちづくり条例で定めさせていただくというのは、狭く考えるのではなくて伊奈町に関係する方、例えば住所がなくても伊奈町で働いている方であったり、学びに来られている方であったり、そういった方々の意見を広く取り入れて、よりよいまちづくりをしていきたいということで、理念的なものを定めさせていただきたいということで上程させていただいております。個別具体的なものに関しましては、それぞれの事業の中で実施をしていったりとか、予算措置にしても皆さんにお諮りをさせていただいた上で、それを実行するのかしないのかということで進めていきますので、そこについては執行部としてはリスク

的なものはないのかなと考えております。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 現在でもいろんなものを決めるときに、住民の方、町民会議みたいな形で開かれていると思うんですね。じゃ、この条例を制定した後、そのあたりがどのように変わるかというところをお願いします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 これまで以上にいろいろな町で行う外部の方を入れる委員会であったりとか、そういったところにも町民の方皆さん、公募等をさせていただいて、話し合いの中に入っていたきたいと考えております。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 ということは、今まで行われてきた住民の方を集めた会議では、何か物足りないとか、そういったことなんでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 物足りないということではございません。ただ、外部の委員が全て入っているわけではないというのも現実でございます。そういったところも含めて、執行部側の意識も変えていかなければいけない、また、住民の方たちも、町が何をやっているのか、行政主体ではなくて町民の方を巻き込んだ中で町民の方からも自発的にやっていただけるような、そんなまちづくりをしていきたいということで、今回理念的なものを制定させていただきたいということで、上程させていただいているものでございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 分かりました。

理念的なものというご説明も前からいただいているんですけども、とはいっても、第2条の条例の位置づけを見ますと、まちづくりにおける他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、条例の趣旨を尊重するものとなっているんですね。これは、多分最高規範というものを柔らかくした言い方だと思うんです。ということは、結局はこの条例が基になってしまうということですよ、違いますか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 それぞれの条例等につきましては、それぞれの条例の考え方がございますので。ただ、最初というか、このまちづくり条例というのをもう一度思い返していただきまして、その中でまちづくり条例というものと新たに制定しなければいけない、改正しな

ければいけない、その条例とのバランスというか趣旨をよく考えていただく、そのときに必ずこのまちづくり条例に一度立ち返っていただきたいということで、ここに書かせていただいているものでありますので、必ずこれに従わなければいけないというものではございません。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 となると、何のためのまちづくり基本条例なのかなと思ってしまうんですけども。

先ほどからおっしゃっている多くの町に関わりのある方はたくさんいらっしゃる、多くの時間滞在されています。伊奈町に興味を持って、伊奈町に期待してくれて、また、伊奈町に公益の利益をもたらす活動をされている伊奈町のファン、そういう隣人の方はおられると思います。そういう方たちに、十二分に敬意を持って相對するべきですけども、ただ伊奈町の、先ほど申し上げたことと同じなんですけれども、公益の福祉と利益を損なう人たちとの区別が、この条例からは得られないんです。

また、町民を広く幅広く定義づけているんですけども、そもそも町民というのは町に住んでいる人なんですね。多分、言わんとしていることは市民だと思うんですよ。市民となると、市に住んでいる人と、あとはもっと幅広い社会を構成する者という、市民活動とかという意味合い持つんですね。それを何か無理無理町民という言葉に当てはめているから、ほかの先ほど前の同僚委員もおっしゃっていましたが、混乱するんですよ。

そのあたり、やっぱり町民の方たちが混乱するような条例にはいけないと思うんですね。どうでしょう、そのあたり。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 決して混乱させたいという、そういう思いでつくったものではなくて、ここの中でまちづくり基本条例というものの町民というそのくくり、そういったものはこういうものですよということで皆さんに分かっていただきたいということで、このような表記をさせていただいているものでございまして、この条例自体が、本当に伊奈町に住民票がある方だけではなくて関係する方、そういった方たちを広く定義したいということで、この条にまとめさせていただいているというような形になります。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 住んでいる方だけではなくてとおっしゃるんですけども、今現実として区とか自治会というものがございます。そこのところとの関係性というのがすごく難しくな

ってくると思うんですね。地域性とか言った場合は、やっぱり区の会員の減少というのも今起きていますけれども、減少して、また違う団体がその地域の地域性となってくると、本当に地域に住んでいる人たちの主体性というか、それが消されてしまうんじゃないかと思うんです。その辺のすみ分けというか、地域社会を実現するために地域の特性を尊重しようとしているんですけども、自治会とか区とか、そのあたりの区別というか関係性というのを、どのように考えていますでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 それは、区とか自治会とかこのまちづくり条例の中での関係性ということになるのでしょうか。

行政区であったりとか自治会というのは、自治会であれば、その地域の方たちが自主的につくっているものであったりとか、区であれば行政区という単位がありまして、その中でいろいろな活動を地域の方たちにやっていただいていると思います。そういう方たちも対象になりますし、個人としてもこのまちづくり条例は対象になってきます。あとは、企業であったりとか、学生であったりとか、そういう方たち全ての方にまちづくりに参加していただきたいということで、今回制定させていただいているものになります。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 すみません、長くなって。

1つ例を挙げさせていただきますと、今新たなごみ処理施設建設計画、今また名前が変わって新たなごみとなったみたいですが、その関係なんですけれども、柴、中萩区の住民の意見といったときに、もう現時点で柴中萩区の住民の意見ではなくて、その中の小さな協議体だけの意見になっているんですね。結局は地域といっても絞られていくんですよ。それが増長されるんじゃないかと思うんですけれども。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今、ごみの事例が出ましたけれども、例えば個別具体的な事業については、それぞれ関係部署でなるべく広く地域の住民の方の意見を吸い上げるために、一つの工程としてその代表の方のグループということで意見をいただいているかと思います。

また、今回まちづくり条例の中で委員おっしゃった地域尊重の原則の7条のところに、地域の特性を尊重し、その支援を行うと私どものほうでうたっておりますので、行政区の在り方、今後の進むべき道ということを地域の方たちと、この条例でうたっている町、議会、町民の方、三者で考えていくべきものでありますので、私ども町としても、その地域の在り方

というのを一生懸命支援していくという意味での今回の定義の仕方になっておりますので、ご理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 今のご説明ですと、地域の方の意見といっても、その部署部署、そのときによって地域というのを執行部で決めている、これが地域、今回はここが地域とか、そういうことなんですか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今のごみの事例ですと、ごみの関係の候補地というのがある程度区域が決まっております。その意見の吸い上げ方とかお話の仕方というのは、その線の中全員の方に一遍にすべきなのか、それとも区の役員の方のところでお話を始めてから全体に回していくべきものなのかというのを相談しながら徐々にやっておりますので、決してそのエリアの中の一部の人とだけお話を進めて、説明会もせずに何でも決めていきましょうということは考えておりません。基本的には、エリアの皆様の意見、話、要望なんかを広く聞けるように、説明会等も今後も用意して、地域と町と、今回で言えば循環組合なんかとも話をしながら進めていくというような事業であろうかと思っております。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 初めに候補地として申し込む段階では、区全体が対象だったわけですよ。区全体の賛成多数で決めたわけですね、総会も開いて。だけど、その後は全く話し合いも持たずに、一部の協議体の意見だけを吸い上げているようにしか感じない、この3年間ですね。説明会というか経過報告みたいな会を3回ぐらい開いていただきました。

ただ、そのときに、こういう場で意見聴取をしないのかという場面がありまして、そのときは意見聴取しなかったんですよ、それは後でアンケートでみたいな形で。要は、みんなが集まったときに意見をみんなで言い合うみたいな場面をつくっていただけなかったというところで、やっぱり不信感というか、地域住民の人、地域住民なんですよ、区に住んでいる人はみんな、関わっていると思って、総会も行つて、じゃいいんじゃないみたいなふうになっているわけです。

ただ、結局その後がそうならないというところがもう現実的に起きている中での、まさにその最中でのこのまちづくり基本条例なんですね。なので、特に私も関わっているものだ

からなんですけれども、違和感しかないわけですよ。結局は一部の小さな意見だけを大きくするための条例なのかなと感じ取ってしまいます。

それで、結局町民、広い定義にされている町民と、あとは我々議員、それから町長は選挙において選ばれた人間であって、町民のことを第一に考えて、政策とかを訴えながら皆様から負託いただいてこの場にいるわけなんですね。なので、とても責任があるわけなんですよ。それと同列に並べてしまうと意味がないんじゃないかなという。一生懸命全体を考えて物事を判断して調べて決めていくのに、今度ひっくり返されちゃうとすれば、何をやっているのかなというような存在価値というのが薄れてしまうと思うんですけれども、そのあたりはどうお考えですか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今委員のおっしゃった存在価値を薄めようとか、決してそういう意図ではございません。私たちは、今までの行政主導型から町民の方、関係する方を多く巻き込んで、そういう方たちもまちづくりの主体である認識と一緒に持っていただきながら参加をしていただいて、まちづくりのアイデア出しや進め方なんかを相談してやっていきたいという趣旨でやってございますので、決して選挙で選ばれた方々を軽く見ているとか、決して趣旨ではございませんので。もし誤解を与えてしまったら申し訳ありませんが、私たちの趣旨としては、そういうことではございません。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 もちろんそういうつもりでつくっているとは思っていません。

ただ、私たちは、町長もそうですけれども、この人に入れようと、誰が入れてくれたか分からないわけなんですよ。前回も前々回も、20名の中から16名が入ったわけですね。じゃ、見えない入れてくれた人たちのために頑張ろうとやっているわけですよ。

それが、要は町外の方の意見も入ってしまうと、今後は町民の方というのは昼間お仕事行ったり学校行ったりして、そういうことを調べたり考えたり活動したりという時間がない中で、我々が代弁者という形で立っているわけなんです。それが、住民じゃない方の意見が濃くなってきてしまうと、住民の方たちの意見というのが全然拾えなくなってしまう事態も起こり得るんじゃないかと思うんです。

なので、私としては、最初からお伝えしているんですけれども、町民の定義ですね、こちらだけは何とか変えていただかないと、これに関してはとても不信というか、その後に何か

問題が起きるんじゃないかなという不安しかないわけなんです。

ここは、どうしても町民の定義の部分には住民じゃない方も入れなくちゃいけないんじゃないかな。

○武藤倫雄委員長 町長。

○大島 清町長 高橋委員、大分心配されているなと思っておりますけれども、私は全く心配はないと思っています。

それは例を挙げてみますと、この間のインターナショナルフェスタがありました。これは、伊奈学園の生徒が一生懸命協力をしてくれて、実はあのお祭りができたんですね。ですから、私は、まちづくりというのは伊奈町に住んでいる人だけじゃなくて、伊奈町にいろんな形で高校もそうじゃないですか、大学もそうです、ですからいろんな形の人が伊奈町に関係をしてきているわけなんですね。そういう人たちが伊奈学園の演奏をやってくれて、みんな地区外の人かもしれません、あるいは伊奈町の人何人か入っているかもしれませんけれども、あのイベントもそうでした。あるいはまた、バラまつりもそうですし、伊奈まつりもそうなんですけれども、花火の殻拾いは国際学院の生徒の人たちが一生懸命来てくれるんですね。

私は、それは大いに助かっていることでもあるし、伊奈町に住んでいる人だけでお祭りとかイベントとかというのはもうできませんので、そういう人たちが協力してくれることによって、伊奈町は素晴らしいまちだよということになると思うし、外国人の方も今814人住んでいますけれども、皆さん、伊奈町に住所登録をして税金を払ってくれているということがあります。ですから、そういう意味では、そういう人たちも伊奈町に住んでくれて、伊奈町のこのまちづくりに協力をしてきているということであると思うので、まさに伊奈町に関係する人たちが伊奈町のまちをつくるようにすればいいことであって。

ただ、いろいろご心配のそういう伊奈町に住んでない人がいろんなことを言うてくるのではないかなということがあるかもしれませんが、それは刑法の中で何か犯罪を起こせば法律が規制をすることになっていますので、条例はその下ですから、法律が優先するわけでありますので、何か事故を起こせば刑法犯になって捕まっちゃうということがありますので、そういう意味ではしっかりと日本の国は法律が守ってくれている。条例はその下に位置するべきものでありますので、その辺の心配は私はないと思うし、そういうことが起これば、行政と議会がしっかりと止める役を背負うわけでありますので、議会で承認してもらわなければならないわけですから議会がその役割を果たしていく、それが私は民主主義だと思うので、その辺のところをしっかりとやるのが大事なことだなと私は思っています。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 今お話しいただいた学生とか外国人の方の活動というのは、別に私はみじんも否定はしてないです。前からやっていることなんですよ、イベントもそうですし、伊奈学園もそうですし、国際学院もそう、それは変わらないと思うんです、この条例があってもなくても。条例がないと一緒に活動ができないということはないと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○武藤倫雄委員長 町長。

○大島 清町長 この条例を制定する大きな目的なんですけれども、それは今現実、私たちが今ここで生きているわけなんですけれども、この人たちがやるべきこと、この伊奈町をどういう方向に持っていくんだということをしっかりとりたい上げることが大事だと私は思うんですね。これから伊奈町も20年先、50年先、100年先どうなるか分かりませんが、人口がどんどん減っていく、そういう中で、もしかしたらまた合併ということが出てくるのかもしれない。そういう中で、あの当時、令和7年に生きていた人たちは、この伊奈町というまちをこういうまちにしたいんだということをしっかりとりたい上げておくことということは、極めて大事なことだろうと思っております。

それは、この前文にもありますけれども、忠次公のことでもありますし、バラのまちでもありますし、そういう意味ではしっかりと定義をしてうたっていくこと、これが大事なことだろうと思います。

前にも申し上げましたが、いろんな意味で合併をして、いや昔は我が町は非常によかったんだけど、合併したらとんでもないことになっちゃって、お祭りがもうなくなりましたということの話をしました。それは菖蒲町の話でありますけれども、私はそうなりたくないのです、何としても伊奈町というのは忠次がいて、歴史あるものをずっと、あの当時生きていた人がしっかりと条例を定めて、そういう方向に向かっていったんだということを分かってもらいたいという、そういう意味もあってこの条例を制定をしたいと思っております。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 総合振興計画がまた変わりましたが、それを基に町政というのは進めているわけですね。それ以外で、こっちの条例がもっと重いわけですから、変わらないものですから、これをつくる意味というのが今区別がつかないんですけれども、総合振興計画とこの条例の。

総合振興計画というのは、主に町長の政策が濃く出るものだと思うんですね。でも、まち

づくり基本条例というのは、ずっと未来永劫背負っていくものになるわけなんですよ、とても重い条例なんです。なので、これに少しでも町民の方に危害というか不利益が及ぶものになってはいけないと思うんです。

川内委員もおっしゃっていましたが、全会一致というのが本来望ましいと思うんですけれども、そういう懸念があるというのは、現実的に起こっているからなんです、ほかの自治体で。例えば、武蔵野市で基本条例が令和2年に制定されました。でも、翌年にも当時の市長は、外国人参政権を入れますと動き出したんですよ。結局は、議会で11対14か何かで可決されなかったわけなんです。そういう動きが出ているというところがあるんですね。でも、参政権は今回は入れないと、常設型にしないと。でも、そういうことがほかで起きているから、可決したら、また次があるんじゃないかと思うのは、これは別におかしいことじゃないと思うんです、心配をするのは。

そのあたりは、町長はほかの他市町をご覧になって、いかがですか。

○武藤倫雄委員長 町長。

○大島 清町長 それは、議会がしっかりと止めるべきだと私は思うんですね。やっぱり議会がある以上は、これをやろうという、あるいは住民投票という言葉も出ましたが、住民投票やるやらないというのは、議会がもちろん承認してもらわないとそれはできないことでもあるので、町長がいくらやろうと言っても議会で承認してもらわなければできませんので、それはしっかりと止める役割を議会が果たすべきだと私は思っております。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 議会の役割というのは、すごく重いものだというのは認識しています。

分かりました。議会として止めるところはしっかりと止めていきたいと、今回も含めて考えていきたいと思います。ありがとうございました。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 今回の条例で町というか、いろんな位置づけがあるんですけれども、議会とか町民とか。主に行政の姿勢として、この条例制定前と何か変わることはあるんでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 具体的な決定したことではございませんが、例えば今企画課長からもお話がありましたけれども、各協議会の委員、公募委員を増やそうとか、あと、これまた例えばですけれども、予算委員会で話が合った、こういう施策をやることは住民に話を直接聞く頻度を増やしていこうとは思っています。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そういう具体的なことなく、基本姿勢として何か変わることはあるのでしょうかということなんです。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 私たち町部局サイドということによろしいでしょうか。

もともと決して町民の方たちを置いてきぼりにしてまちづくりをしてきたわけではございませんが、今のスタンスは守りつつ、なおかつ町民の方に今まで以上に広く門戸を開けながら、まちづくりをつくっていかねばと思っています。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一副委員長 いろいろ議論がされておりますが、この第3条のような内容を持った条例を定めているところは、幾つかありますか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 まちづくり基本条例、こういったものをつくっている自治体につきましては、定義につきましては、それぞれほとんどのところが定義しているものでございます。

○武藤倫雄委員長 大野副委員長。

○大野興一副委員長 3条のその規定がありますよね、まちづくりとか町民参加とか町とかということについて同じような規定を持っているところは、例えば近隣であればどことか、そういうところを教えていただければと思う。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 近隣というよりも、ほとんどのところがこういうような形で定義をしております。

○武藤倫雄委員長 大野副委員長。

○大野興一副委員長 基本的にこういう条例で多くの人、たくさん町政に参加させる、こういうことは今の社会においては非常にそういう方向で進んでいると思います。そのことは非常に大事なことであろうと、こう思っております。

というので、条例自身には、非常に内容的にそういう気持ちで行政も構えていくということとでしょうから、大事にしていきたいと私は思います。

以上です。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 私は、この条例制定について、いろいろと議員からも意見も聞いたし、一般からも意見を聞いたということで今日に至っているということです。

もう12年前になりますか、平成25年4月1日から我々先駆けて議会のほうの基本条例をつくったわけです。それができたから、じゃどうなんだということでもないんですけども、議会としてこういうことを守ってやっていくんだということを、当たり前と言えば当たり前ですけども天下に宣明したと自負しております。

それで、町部局についても、自治基本条例、まちづくり条例と同じ内容ですけども、当時は基本条例、自治基本条例という名前が普通だったんですけども、同じことです、町のほうも早急にそれをつくるべきだと。つまり、町の考え方を天下に宣明しなさいというようなことを、つけ加えはしてありませんけれども、条例に補足、書いてありませんけれども、その会議の席上でそういう声が多かったということを理解しております。

そういうことで、今回の条例でいろいろと、今日よりも前に議会のほうからもいろいろと発言させていただきました。私は一番当初の案というんでしょうかね、たたき台で気になったのは、議会は議会はというところが余りにも多過ぎると。これは、議会は議会基本条例がもう既に先行条例としてあるんだから、12年も後からできたものが、いかに町長部局でつろうが、ちょっとそれはおこがましいんじゃないかというような発言をさせていただきました。

そういうことを受け入れていただいて、この案を見ますと、議員とか議会に関することは、基本条例によるというような発言に変えたということは、素晴らしいことだと思います。

それで、私、質問は、また、1つ、議会はというのが最後のところの14条に、議会は、議会はと1つ、13条は町及び議会は、14条は町及び議会は、同じですけども、前のほうが情報公開及び発信、それから、後のほうが個人情報の保護、議会基本条例でもそういうことはうたっていると思うんですけども、ここであえて議회를外さないで載せたという理由をお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 これにつきましては、それぞれの法律に基づきまして町、議会それぞれうたわれているものでございますので、ここではあえて外さなくて、一緒に町と議会という

ことで書かせていただいているものでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員、いかがでしょうか。

青木委員。

○青木久男委員 ですから、どうして外さなかったのかと、今結果を聞いているんじゃないんです、その理由は。

○澤田 勝企画課長 少しお時間ください。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画課長。

○澤田 勝企画課長 条例の作成に当たりまして多くの条例が、その事務的なもの、庶務的なものというのは後半のほうに載せさせていただいている条例が多いものでございます。あえてこのルール的なもの、情報公開であったりとか個人情報の扱い、そういったルール的なものに関しましては、そこで町と議会のそういった役割というか責任というか、そういったものに関して改めてここに載せさせていただいていると、そういうような形でつくらせていただきましたので、あえて町と議会と並べさせていただきました。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 このところで、13条と14条で何か新しいものを決めたというわけではないということは、私、百も重々承知で、これも理念条例ですから、今の発言でよしとするかなといたします。

○武藤倫雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 もう一点お願いします。

第11条の職員の責務ですね。全ての職員は、町民全体の奉仕者としてというところなんで

すけれども、ここの町民というのも町外の人も含む、伊奈町で活動している団体、町外の人も含むということによろしいですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 そのとおりでございます。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 そうしますと、またいろんな方がいらっしゃると思うんですけれども、今も窓口大変だと思うんですね。これ、もっと大変になるんじゃないかということはないですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 我々窓口業務で最初に、いろいろな職員がその窓口に来た方たちと対応するんですけれども、その中でいろいろな制度利用される方とかに関しましては住所要件とかをお聞きすることもあります。一般的にいろいろなお話で来る方に関して、町内に住所がありますかどうかというのとは最終的なところでお聞きするものですから、実際に窓口に来られた方のお話を聞くということに関しましては、今と変わらないんじゃないのかなと考えております。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 じゃ、つくってもつくらなくても変わらないということによろしいですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 そのように考えております。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第17号議案 伊奈町まちづくり基本条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立多数であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、審査の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○武藤倫雄委員長 それでは、休憩を解いて会議を開きます。

次に、第18号議案 伊奈町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 地域手当を中心に質問していきます。

まず、地域手当の全国と埼玉県それぞれの格差、現在とそれから変更後について教えてください。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 すみません、お待たせいたしました。

地域手当の関係なんですが、現在の全国ということなんですが、現行の支給割合ですと、最大が20%、一番少ないところで3%となっております。現在の地域手当では埼玉県というくくりがなく、県内でいろいろな地域手当が指定されております。

改正後につきましては、やはり全国では最大が20%、今度最低が4%になります。改定後につきましては、埼玉県では4%となっておりますが、ただ人口の多いところとか別途地域手当が別に定められておりますが、基本的な考えは、埼玉県は改正後は4%という形になります。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 全国では最低が3%というお答えだったんですけども、ゼロ%の地域もあったと思うんですが。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 すみません、委員おっしゃるとおり、地域手当が支給されてない地域もございました。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 ということで、全国でももともと20%給与に差が出る制度だということが分かりました。埼玉県も、県北秩父市などの過疎地域を中心に、前回はゼロ%の地域手当がないという地域がありました。今回は全体的に4%ということで、その地域は引き上げられています。

次に、伊奈町は今回6%から4%に引下げということなんですが、まず、行政的につながりの深い上尾市や桶川市はこの改正でどうなるのかということと、伊奈町は南側にさいたま市という大きな都市を控えているわけですが、さいたま市の動向も教えてください。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 さいたま市につきましては、12から14%、上尾市につきましては、6%から8%、桶川市につきましては、10%から8%でございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 さいたま市の数値は、本当にそれで正確でしょうか。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 大変失礼いたしました。

さいたま市につきましては、15%から12%でございました。失礼いたしました。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 この地域手当の支給割合の引下げの影響について伺いたいんですが、まず、職員にとってはこれはもう完全に不利益な変更になりますが、例えばある年代のモデルケースで年収でどの程度影響するのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 20代の主事で見ますと、約マイナス3万9,000円、50代課長ですと、マイナス8万円ぐらいでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 決して少くない額が減額になることが分かりました。

次に、先ほど近隣市の状況を伺いましたが、上尾市は引上げということで、伊奈町の4%から比べると倍になるわけですね。そういった状況の中で、さいたま市が引き下げられるといってもやはり12%ですから、伊奈町の3倍ですね。3倍の地域手当がもらえるという状況の中で、人材確保とか人材流出への影響について、どう受け止めているのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員おっしゃるとおり、近隣でやはり地域手当が下がると職員に希望してくる方というのは減ってくると思います。そういったところで、人材確保というところでは難しくなってしまうこともあるかもしれませんが、町といたしましては、この給与の制度、これを鑑みて、人事院勧告どおりの改正を提出させていただきました。人員確保につきましては、伊奈町の魅力を発信しながら職員の募集を行っていきたいと考えております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 人材の確保、流出を防ぐためにも、今、人事院勧告どおりということだったんですが、せめて6%据置きについては検討されたのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 今回6%から4%に下げるということで、正直ぎりぎりまで検討しておりました。近隣の状況も聞きながら、どうしようかと決めていたんですが、やはり近隣ですと組合があったりして組合交渉とかしている状況でなかなか決まらなかったんですが、あと、蓮田市とかも伊奈町と同じような状況だったんですが、蓮田市も伊奈町と同じように6%から4%に変わる予定だと思います。同じような状況でしたので、伊奈町としても組合とかもない中、なかなか据え置くという理由が難しかったところで、今回は4%に引き下げる案を

出させていただきました。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 その組合がないところが、やはり伊奈町の一番の問題になっているんだと思います。

先ほど人材の流出については、答えがなかったんですが、朝日新聞の昨年のこの人事院勧告が出たときの報道で、隣接する市町村でも年収に大きな差が出るため公務員として転職する若者も少なくありません、その実態を取材しましたという報道があるんですが、人材の流出についての影響についての認識を教えてください。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 人材の流出につきましては、やはり伊奈町でも定年以外で退職される方はいらっしゃいます。そういった方に退職理由とか伺った中では、給与による理由で退職されるということは伺っておりません。そういったところで、今現在、給与で退職される方はいないのかなと考えております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 この朝日新聞の報道の続きに、首都圏の市役所に勤める20代の男性職員は、今年4月、それまで勤めていた町役場から転職した。4年前生まれ育った町に就職して、職場は仲間も多くて楽しかった。しかし、働き始めて間もなく、給与明細に地域手当という項目があることに気づいた。高校の同級生で公務員同士の仲間が集まると、自然の話題になった。市町村によってその割合が違うことを知ったということで、その先は有料記事で読めないんですが。要するにこの方は、地元の町役場に勤めたけれども、恐らくその給与の地域手当の差で他の市役所に転職したということなんですが。

他の自治体へ公務員として転職する例はあったんでしょうか。転職先についてそもそも把握しているかどうかというのがありますが、把握していれば教えてください。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 伊奈町から退職して他の自治体に行かれた職員は、いらっしゃいます。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 先ほど給与の問題はないという話があったんですが、それを聞いていると私は決してそこに書かなかっただけで、そうとも言い切れませんし、今度の引下げ、地域によ

っては引き上げるところもありますから、やはり今後人材の確保と流出が非常に心配だということを一言言っておきたいと思います。

もう一つは、この国家公務員の地域手当の支給割合の変更は、ほかのことにも影響を与えると思うんですが、ほかの影響について教えてください。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 保育所の公定価格や、それから介護や障害福祉のサービスの報酬にも影響を与えると思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

健康福祉統括監。

○増田喜一健康福祉統括監 今回の人事院勧告につきましては、委員お話しのとおり、例えば保育所にお支払いしています公定価格に影響を及ぼしております。その関係で、第4号議案だと思いましたが、児童福祉で保育所等にお支払いするお金につきまして増額をさせていただきまして、保育所で働いている保育士の方々の処遇改善を図ったところでございます。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 大野知事が8月に記者会見で言っているんですが、例えば川口市というのは川1本挟んでいるだけで隣が東京都なんですね。東京都は、23区が、先ほどの一番高い20%、川口市が今度6%から4%に下がるんですね。ですから、川1本隔てただけで格差が今度16%になると。

そうすると、例えば90人規模の保育所で年間の運営費を計算すると、現在23区と川口市で972万円の差がある。これがさらに格差が広がることによって1,111万円の差になると。139万円も格差が広がるということで、これだけ国からのお金が少なければ当然運営費に影響があるわけで、人件費がその分かけられないわけですから、東京都に人材が流出してしまうということを大野知事は非常に危惧して、その後、ほかの首都圏に隣接する市と一緒に国に働きかけを行って、令和7年度に関してはこの地域手当に関する見直しは保育の分野には与え

ないということになったわけですが。

いずれにしても、この制度がある以上、当然、今後国がどう出てくるか分かりませんが、そうした影響が出てくるということで、広く公務員等、それから保育や介護、障害などの福祉労働者の人材確保にも大きな影響があるということを言っておいて、私の質問を終わります。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第18号議案 伊奈町職員の給与に関する条例及び地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立多数であります。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案 伊奈町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 新旧対照表、19号議案の参考資料を見ますと、特定の目的のための基金、公共施設整備基金ですけれども、これの目的外使用というのは現に厳しく禁止されているところでございます。というところで、ここに新たに処分としてつけ加えるものが、地財法第5条第5号にある事業に加えてということですね。これが加えられるのは、今後公共施設等の整備に要する経費の財源というのが加えられます。具体的には、どのような経費を想定しておるのか、伺います。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 これまでにつきましては、公共施設の建築に係る費用であったりとか、あと用地の取得に係るものしか使えなかったものでございます。今後につきましては、施設等に係る整備に要する費用ということで、例えば今後予定している新庁舎に当てはめたといったしましたら、什器であったりとか電算機器であったりとか、あと移転の費用であったりとか、そういったものにも充てられるようにということで、基金の有効活用をしたいということで今回改正させていただきたいということでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 本来ならそれは一般財源で賄うべきものだと思うんですが、いかがですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 大きな事業が今後控えております。近隣の他の市等の状況も見させていただきました。ほとんどの市が、今回のこの条例の改正と同じように建物の建設、土地の取得だけではなくて整備費全体に使えるように皆さん改正をしております、その中で一般財源の負担を少しでも減らそうということで、起債できるもの、またこの基金を利用できるもの、そういったものに関しては利用して、一般財源の歳出を抑えていくというような手法を取られているようでございますので、町につきましても有効的に活用したいということで、今回条例案を出させていただいたものでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 確かに近隣では、名前はちょっと違うんですけれども、公共施設整備基金という、いわゆる模範生みたいなのではなくて、ほかにも使えるような基金という名前になっていると思います。

ちょっと桶川市とかはどんな名前になっているんですしたか、ちょっと今失念したんで、もしあれでしたら言ってください。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 桶川市につきましては、公共施設等総合管理基金という形になっております。上尾市につきましては、公共施設整備基金で、うちと同じような形になっております。北本市につきましては、公共施設整備基金ですね。鴻巣市につきましても、公共施設等整備基金という形になっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 私は有効利用ということではいいんですけれども、財政法的に問題はないの

かということでお伺いしたいんです。現在の基金というのは、この公共施設整備基金というのは平成18年からできたもので、その前にあった3つの基金、体育館建設であるとか南公園建設基金とかはじめ、3つの基金が合わさってこれができたと理解しております。

それで、基金残高をまず伺います。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 15億6,000万円でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 本来ならば、それを使っていわれる庁舎とか、あるいは近々予定される消防署、新設消防署等に使えば、私は本来の使い方ではないのかなと思うんですけども、それを使わないで庁舎の起債、有利な起債がもうかるという考えなんですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 もうかるというようなそういうものではなくて、やはり起債できるものが使えますよと今までなっていたものですから、そうした場合に、じゃ起債をした場合にはこれ使えなくなってしまうので、そうするとほかのものに使えない、起債できる事業にしか使えないというような状況になっていますので、その部分を変えさせていただいて、起債できるものについては起債を使わせていただく、基金のものでいろいろと充てるものに関して、少し今回改正させていただいたものの中で使えるものを活用していきたいということで考えているものでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 地財法では、さっきの第5条第5号、一つの例ですけれども、などには健全な自治体であるならば起債ができますよということなんですね。それで、起債をしたものが、先ほどの15億円の現在基金に残っているんですか。起債したものを全部使わないで、現在に至っているものもあるんですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 現在の金額ということ、先ほど申し上げた金額が、今の整備基金の金額でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ですから、一般財源から基金に繰り入れてきていると思うんですよね。ただ増えたわけじゃないです。それで、平成18年のときに新しくこの名前で基金を設立した、そのときの前の3つの基金、これ廃止してそこに組み入れたんじゃないですか。ゼロからスタ

ートしたんではないと思うんですけども。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 すみません。その平成18年当時のということだと、3つの基金を合わせますと6億3,300万円程度でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ありがとうございます。

その6億円の中で起債部分はどのぐらいあるんですか。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 起債をしたものについては、その事業費に直接充ててしまいますので、起債をそのまま基金に積んだということではございません。当時平成18年の頃に、その少し前の平成17年、平成16年の中でいろんな財源を捻出して、早く言えば細かい貯金をしていった結果の6億円というような解釈にいただければよろしいのかなと思います。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ちょっと見ましたら、平成18年にこの基金を設置する前に3つの、先ほど何度も言っていますけれども、1つは体育館建設基金ですね、それから南公園建設基金、あと1つは今ちょっとわかりましたけれども、その3つの基金の残高があったと思うんですけども、その残額で地方債でもらったものが残っていたとすれば、それは現在の18億円の中に入っていて、それを目的外使用という形で今回条例改正するというのであれば、少し問題があるかなということなんです。ですから、起債した部分が、廃止になった時点で残高があったわけですよ。それを全部今の基金に一本化しちゃったわけですからね。ですから、起債した部分というのは、もちろん返済途中だったかもしれませんが分かりませんが、それは6億円よりもっとずっと少ないというんでしょうか、それとも6億円ぐらいあったの

かということです。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 お金に色がついているわけじゃないんで難しいところではあります。先ほど委員がおっしゃられた起債というのは、この3つの基金に限らず、いろんな事業にそのまま、お金を借りた分をその事業者の方に払っていつてしまっているだけなので、起債して基金に積み立てるというお金の回し方は、現在のところそういう趣旨ではございません。

町の歳入全体を大きく見ると、起債をした分で一般財源分が確保できたので、そのあぶり出たものについて基金として、個人で言えば貯金をしてきたという解釈になります。起債と基金を直接的なつながりで考えられないようにしていただいて、たまたま町全体の歳入の中で起債をして、その事業についてお金をお支払いした。本来一般財源でそのときの財政で払えたものが例えばもしあったとしても、ほかの事業にも使ってしまったてはいますので、その全ての事業が終わった後に、一部余裕のある部分を将来のために基金へ積んでおいたというような解釈になろうかと思います。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ちょっと強引に一般財源化しちゃって、それを基金に組み入れてきたというようなことなのかなと思うんです。別にそれは悪いことじゃないですね。

私が地方財政法のほうから財政法的に言うと、起債をするときにちょっと条文見ますと、文教施設とか消防施設、それから土木工事の建設、それからあと用地取得等の財源に限って起債を認めますよということなんです。ですから、そう認められた財源を、今回みたくそれ以外のいわゆる目的外ですよ、今のところに使えば目的外使用というのは禁じられているわけなんです。それが平成18年のときからごちゃごちゃとなってしまうと、6億円あったのが今十五、六億円とかになっている。その増えた部分は一般財源から入れたんだから問題ないと思うんですけれども、幾らか、半分までとは言いませんけれども、3分の1ぐらいは起債部分があるんじゃないか。その起債部分を、こう条例改正で一般的に使える、一般的とは言わないですけれども、いわゆる庁舎工事とかそういうものに使う、限られてはいますけれどもと言うと、何かちょっと目的外使用をうまくやったなという気がするんですね。

それで、ちょっといいですか。

そうしますと、一般財源、財政調整基金と同じじゃないか、財政調整基金とは全然違うん

ですけれども、使い方によっては庁舎建設に使うというんでしたら財政調整基金だっていいんですけれどね。ですから、この基金というのは、性格が大分変わってきてしまっているなというような気がするんですね、性格が変わってきてしまっているなというんですね。ですから、こういう基金というのは、そう使うのであるならば、庁舎に使うとか、消防署を造るときに使うとかというんじゃないくて、細々としたものにも、建設関係、公共施設の整備に関係あるなら何でも使えるとしちゃうと、どうかなという気がするんですけれども。

大体、タイトルが公共施設整備基金じゃなくて、等を入れる、いろいろ使えるというような形にすれば、私は本来の形だと思うんですけれども、そういうタイトルのなもの、いわゆる特定目的のための基金だということから脱出するような方策というの也被えられるんですけれども、そういうことは考えたことはないんでしょうか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 この条例を改正するに当たりましていろいろと、先ほどもお話しさせていただきまされたけれども、近隣の状況とか、法的にどうなのかというところも検討させていただいた上で、今回上程させていただいているものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。よろしいですか。

青木委員。

○青木久男委員 大体質問いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第19号議案 伊奈町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決する

ことに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、第22号議案 伊奈町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第22号議案 伊奈町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案 町道路線の認定について（開発行為）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第23号議案 町道路線の認定について（開発行為）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 町道路線の認定について（県道移管）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 県道移管ですが、認定後の維持管理等の事務や費用負担はどうなるんでしょうか。

○武藤倫雄委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 まず、町道認定番号の1313号線につきましては、こちらにつきまして伊奈町で管理をしていくような形になります。

それから、3297号線につきましては、最終的に町に移管されるまで20年ぐらい時間がかかりますので、その間につきましては北本県土整備事務所で管理をしていただくような形になります。

以上です。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案 町道路線の認定について（県道移管）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 町道路線の廃止について（払い下げ）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 先ほども現地を視察させていただきました。払下げということで近くの業者が使うというようなことですが、ちょっとそこら辺、もう一度説明をお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 払下げの路線につきましては、隣地にございます企業より駐車場の用地として利用したいという申出がございましたので、現地を確認させていただいた結果、一般の交通の用に供する必要がないと判断したために、今回の払下げの手续に至ったものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 一見すると農地のように見えるんですけれども、そこら辺のいわゆる規制とかというものの問題はクリアされておられるのかどうか、伺います。

○武藤倫雄委員長 土木課長。

○細田 力土木課長 まず、農業振興地域という部分につきましては、こちらはその地区に含まれてないということで、ただの農地という形になっております。現在、こちらの駐車場の整備に当たりまして、申請者が農地転用の手続を並行して行っているというお話を伺ってお

りますので、こちらの議案が認められれば、そちらの手續に入っていくものと思われます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 民間に払下げということで、まだ先の話だと思うんですけども、大体年内ぐらいにはもう既に駐車場になってしまうというような感じでよろしいでしょうか。

○武藤倫雄委員長 元気まちづくり課長。

○斉藤雅之元気まちづくり課長 駐車場の整備につきましては、農地転用の手續がまず済んでからという形になりますが、秋口ぐらいまでには遅くとも着工するとは伺っております。完成については、まだ、めどは立っていないのではないかと思います。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第25号議案 町道路線の廃止について（払い下げ）を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員であります。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○武藤倫雄委員長 以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

ここで執行部の退席をお願いします。

暫時休憩とします。

休憩 午後 零時 0 1 分

再開 午後 零時 0 1 分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 よろしいですかね。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○大野興一副委員長 大変寒い中、現地視察ということでありがとうございました。

以上で終わりにしたいと思います。

○武藤倫雄委員長 これをもって閉会とします。大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 零時 0 2 分